

文化審議会著作権分科会「司法救済制度小委員会」(第1回)について

1. 開催日時等

日 時：平成14年6月26日(水) 10:30～13:00

場 所：日本芸術文化振興会第1会議室

2. 主な意見の概要

【「損害額」等関係】

- 「法定賠償制度」「3倍賠償制度」は積極的に検討すべき。
- 弁護士費用の敗訴者負担については、他の制度との関係や弁護士会等の動向にも注意することが必要である。

【「裁判手続」関係】

- 発信者(侵害者)が不明である場合にも訴訟が起こせる制度が必要である。

【「侵害とみなす行為」関係】

- 「侵害とみなす行為」について、必要なものが網羅されているかを見直す必要がある。(例：著作権等を侵害して作成された物の「頒布目的の所持」が「侵害とみなす行為」とされているが「上映目的の所持」などは対象となっていない。)

【「間接侵害規定」関係】

- 「間接侵害規定」の導入は積極的に検討すべき。

【「プロバイダ」等関係】

- プロバイダに対する差止請求権について検討する必要がある(発信者が不明である場合を含む。)
- プロバイダに対する発信者情報開示の義務化について検討する必要がある。
- プロバイダやネットオークション主催者等に著作権侵害に対する監視義務や間接侵害責任を負わせる制度などを検討する必要がある。

【「技術的保護手段」関係】

- 技術的保護手段の回避等については、「機器」と「プログラム」について、公衆譲渡等の罰則が規定されているが、「ノウハウ」のほか、「暗号」や「パスワード」の流布などを罰則の対象とすることについて検討が必要である。

【その他】

- 民事訴訟において、加害者が特定できる場合と、特定できない場合について分けて議論した方がよいのではないか。
- 著作権法だけの問題でない事項もあるので、他の知的所有権制度や民事訴訟全体の制度等に関する情報を踏まえる必要がある。
- アクセスコントロールに係る制度についても検討が必要である。(→法制問題小委員会で検討)
- 海賊版など、外国から日本に向けて行われる侵害についても検討が必要である。(→国際小委員会で検討)

審 議 事 項 例

○「損害額」等関係

- ・ 損害賠償制度の強化（「法定賠償制度」「倍額（3倍）賠償制度」の導入）
- ・ 侵害者の譲渡数量等に基づく逸失利益の算定ができる制度の導入
- ・ 弁護士費用の敗訴者負担の導入

○「裁判手続」関係

- ・ 訴訟における優遇措置導入の可能性（登録された著作物に係る訴訟に関する弁護士費用の敗訴者負担等）
- ・ 積極否認の特則の導入（侵害行為の特定において、相手方が権利者の主張を否認する場合には、その理由として自己の行為を具体的にすること。）
- ・ 著作権に関する訴訟事件の専属管轄化等

○「罰則」関係

- ・ 無断コピー等を防止する技術の回避に関するノウハウの流布の問題への対応
- ・ 著作者人格権や侵害罪以外の行為に係る罰則への法人重課の導入
- ・ 懲役刑の引き上げ
- ・ 侵害罪の非親告罪化

○その他

- ・ 裁判外紛争処理の在り方
- ・ 間接侵害規定の導入の必要性
- ・ 情報技術の発達に伴う権利侵害に対する救済の在り方

司法救済制度に係る主な著作権法の改正について

《裁判手続きの改善》

○平成8年

- ・ 裁判所が被告に対して、「損害額の計算のために必要な文書」の提出を求められる制度を導入。

○平成12年

- ・ 原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が、一般的相場にとらわれることなく具体的事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入。
- ・ 損害額の立証に必要な「事実の立証」が極めて困難な場合に、裁判所が弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいた「額の認定」を行える制度を導入
- ・ 裁判所が被告に対して、「著作権侵害の有無の判定のために必要な文書」の提出を求められる制度を導入。
- ・ 裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。

《罰則の強化》

○昭和59年

- ・ 罰金の上限額を引き上げ
(30万円→100万円など)

○平成8年

- ・ 罰金の上限額を引き上げ
(100万円→300万円など)

○平成12年

- ・ 法人に対する罰金の上限額の引き上げ
(300万円→1億円)

「司法救済制度小委員会」委員名簿

	井上由里子	筑波大学助教授
	久保田裕	(社)コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	後藤健郎	(社)日本映像ソフト協会業務部長代理(法務担当)
	潮見佳男	京都大学教授
	高杉健二	(社)日本レコード協会法務部部長代理
	道垣内正人	東京大学教授
	橋元 淳	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター事務局長代行
	細川英幸	(社)日本音楽著作権協会常務理事
	前田哲男	弁護士
主査	松田政行	弁護士・弁理士
主査代理	山口三恵子	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員, 弁護士
	山本隆司	弁護士

(以上12名)